

資料 1

答申事項

希少野生動植物種の保護のあり方

希少野生動植物種の保護のあり方について

1 はじめに

福岡県では、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）について、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等の既存制度の活用等により、保護に努めてきた。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な事業は制度の対象とならないことなど、既存の取組みだけでは、希少種の保護の徹底が困難な状況にある。

今般、福岡県が実施した希少種の生息・生育状況調査の結果に基づき、専門家から希少種の絶滅を防ぐためには、採取・捕獲に対する規制及び罰則を設けた条例を制定するとともに、保護回復事業を積極的に実施する必要があるとの提言があったところである。

このような状況のもと、令和元年11月8日、知事から希少野生動植物種保護条例（仮称）の制定も含めた福岡県における今後の希少種の保護のあり方について、諮問を受けた。

本諮問に基づき、本審議会は、希少種の保護のあり方について、希少野生動植物種保護専門委員会を設けて審議を行った。同専門委員会の審議結果の報告を受け、本審議会は、より一層の希少種の保護及び生物多様性の保全の観点から、新たな条例を制定することが適当であるとの結論に達した。

2 希少種の保護のあり方について

なお、条例化に当たっては、以下の基本的考え方に基づき、その内容を検討する必要がある。

（1）総則について

＜県の責務等＞

① 県の責務

県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、希少種の保護に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する。

また、県は、希少種の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

② 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少種の生息・生育環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する希少種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

③ 県民等の責務

県民は、希少種の保護に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する希少種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

なお、県外からの旅行者や滞在者についても、同様の責務を課すものとする。

④ 開発等における配慮

県、事業者及び県民等は、土地の開発その他の希少種に影響を及ぼすと認められる行為を行うに当たっては、希少種の保護について適正に配慮しなければならない。

⑤ 財産権の尊重

本条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上へ配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意する必要がある。

＜基本方針の策定及び指定希少野生動植物種の指定＞

① 希少野生動植物種保護基本方針の策定

県条例を円滑に実施・運用するためには、希少種の保護に関する基本構想や施策の進め方などを「希少野生動植物種保護基本方針」で定める必要があり、その際には、本審議会の意見を聴くことが適当である。

② 指定希少野生動植物種の指定等

希少種のうち特に保護すべき種を「指定希少野生動植物種（以下「指定種」という。）」として指定する必要があり、その際には、本審議会の意見を聴くことが適当である。

指定種については、個体等の取扱いに関する規制、生息地の保護に関する規制及び保護回復事業などの制度により、保護を図ることが必要である。

（2）個体等の取扱いに関する規制について

指定種の個体の取扱いについて、次のとおり規制することが適当である。

- ① 捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）の禁止
- ② 所持等（所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引取り）の禁止
- ③ 陳列又は広告の禁止

加えて、②と③については、羽・角、花・地下茎等の個体の器官又は標本・はく製等の加工品についても規制の対象とすることが必要である。これらの器官・加工品は、高値で取り引きされることがあるため、規制の対象とすることで捕獲・採集圧が抑制されることが期待される。

③については、近年のインターネット上での売買・取引が増加し、規制の必要性が高まっていることに鑑み、これらについても規制すべきである。

また、指定種の保護に資する学術研究、繁殖等の行為に関しては、捕獲等の許可やこれらの規制の適用除外について規定する必要がある。

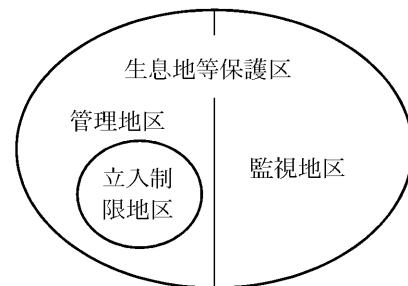
なお、許可を得て捕獲等された個体について不適切な飼養を行っている者に対して、飼養栽培施設の改善その他必要な措置を命じ、また、その許可を取り消すことができる規定を設けるとともに、違法に捕獲された個体等を所持・陳列又は広告している者に対して、個体等を知事に譲渡すこと、陳列又は広告の中止等を命ずることができる規定を設ける必要がある。

(3) 生息地等の保護に関する規制について

指定種の生息地を保護するため、区域の指定や土地の利用規制を設けることが必要である。

<区域の指定>

区域の種類	概要
① 生息地等保護区	指定種の生息環境の保護が必要な区域
② 管理地区	①のうち規制の必要性が高く、建築物の新築等の行為について、知事の許可が必要な区域
③ 立入制限地区	②のうち特に厳重な保護が必要な区域で立入が禁止されている区域
④ 監視地区	①のうち規制までは要しないが、建築物の新築等の行為について届出による状況把握が必要な区域



<土地の利用規制>

②の管理地区においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。）」に準じ、建築物等の新築・改築、木竹の伐採等の行為を規制する必要がある。

加えて、生物多様性における遺伝子の多様性の保全の観点から、地域の遺伝子攪乱に配慮した事項（※）を規定する必要がある。

※生息地等保護区に、当該区域外から指定種と同種の個体を持ち込み、放ち、植栽し、又は種子をまく際は、知事の許可を要するものとする。

なお、管理地区や監視地区において違法な行為を行った場合や、許可を得て管理地区内で実施した行為であっても、これにより指定種への悪影響が確認された場合においては、その原因者に対して、原状回復その他保護のために必要な措置を命ずることができる規定を設ける必要がある。

さらに、管理地区において行為の許可を得られなかった、又は行為の許可に条件を付された等のために損失を受けた者に対する補償についても規定する必要がある。

(4) 保護回復事業について

指定種に関する保護回復事業について、県が実施する際は、適正かつ効果的に保護回復事業を実施するための保護回復事業計画を策定することとし、県以外の主体が実施する際は、その事業内容が適正であるかどうかを県が確認・認定する制度が必要である。

また、種の保存法においては、土地所有者が不明な場合であっても、必要な手続きを経ることにより、土地に立ち入り、保護増殖事業を実施することができるものと規定している。

そこで、土地所有者不明の問題が増えている昨今の状況を踏まえ、本県においても、保護回復事業が確実に実施されるよう同様の仕組みを導入することが必要である。

なお、これに合わせて、立ち入りにより損失を受けた者に対する補償についても規定する必要がある。

(5) 外来種に関する施策について

指定種も含めた希少種の生息・生育に影響を及ぼすおそれがある外来種について、次のような事項を規定することが必要である。

- ① 何人も、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種を放ってはならないこと
- ② 県は、指定種に影響を及ぼす外来種について個体数の低減等の防除を実施すること
- ③ 県は、外来種に関する調査、研究及び情報提供を行うこと

(6) 推進体制の整備等について

本条例の効果的な運用に当たっては、国及び他の地方公共団体、県民等や事業者との協力・連携が不可欠であることから、以下の事項を規定することが必要である。

なお、施策の実施に当たっては、希少種の調査研究等を実施していくことも重要である。

① 国及び他の地方公共団体との協力

県は、希少種保護の施策・実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めること。

県は、条例の施行に当たっては、市町村と連携を図り、市町村による施策の実施に当たっては、情報の提供等その他の必要な措置を講ずること。

② 県民等及び事業者等の自発的な活動の促進

県は、希少種保護の施策の実施に当たっては、県民等及び事業者と協力するとともに、それらが自発的な活動を促進するため、情報提供、助言等その他必要な措置を講ずること。

③ 調査、研究及び情報提供

県は、希少種の生息・生育の状況、生息地・生育地の状況、個体数の増減の要因その他必要な事項について、県民等、事業者及び関係機関の協力を得て、調査、研究及び情報提供をし、条例の運用に活用するものとすること。

(7) 罰則について

本条例の実効性を担保するため、個体等の捕獲や所持に係る規制や、生息地における建築物の新築や木竹の伐採等、土地の利用規制に関して罰則を適用することが必要である。

(8) その他について

① 指定の提案について

様々な主体と一体となって希少種保護に取り組むため、広く意見を聴く手段を設けることが望ましく、指定種の指定が必要と考えられる種について、県民、事業者及び県内で活動している民間団体から提案できる規定をおくことにつき検討する必要がある。

② 経過措置について

本条例を円滑かつ効果的に運用するため、条例の適用前（種の追加指定が行われた場合を含む）に捕獲等をし、所持している個体等について、県への届出を一定の期間内に行うよう義務付ける必要がある。